

平成23年 6月 1日

部局等の長 様

財 務 部 長

台風2号等による大雨に伴う災害復旧経費の把握について（照会）

平成23年5月29日からの台風2号等による大雨に伴う災害が発生していることにより、市民生活に多大な影響を与えており、緊急に復旧等対応しなければならないものについて、その経費を早急に把握し、必要に応じ6月定例会へ補正予算を追加提案するなどの対応をする必要が生じている。

については下記事項に留意し、該当がある場合は、復旧等経費の予算見積書等を提出いただきたい。

極めて短期間での作業となるが、期日厳守で対応いただきたい。

記

(1) 共通的事項

- ・ 該当する場合は、事前に財政課へ連絡すること。
- ・ 回答については、補正予算編成の例により予算書見積書を作成し提出すること。
- ・ 原則、大雨に伴う復旧経費のみとし、9月定例会での補正予算までに緊急的に復旧等対応が必要なもののみとすること。
- ・ 被災状況等の資料を可能な限り添付すること。（例：一覧表、写真、業者見積等）

(2) 歳 入

- ・ 災害復旧事業については、安易に市単費での執行とせず、財源確保のために国府制度及び地方債制度を最大限に活用すること。なお、市債発行の可否については、事前に財政課と協議すること。
- ・ 受益者分担金を徴収する必要のあるものは、条例等の例規に照らし、適正な額で計上すること。
- ・ 建物等については、損害保険等の対象可否を確認するなど、的確な見積りを行うこと。

(3) 歳 出

- ・ 道路・水路等については、路線（箇所）毎に積算すること。
- ・ 災害復旧事業については、補助・単独の区分を明確にしておくこと。

(4) その他

- ・ 特別会計等の所管施設等で、今回の大雨で被災し早期に復旧する必要のあるものは、上記に準じ各特別会計等所管部局で対応すること。
- ・ 補正予算に計上する場合は、通常の補正予算と同様に「事業別説明資料」を作成依頼する予定であること。
- ・ 被災状況により、直ちに緊急対応する必要がある場合は、財政課へ個別協議すること。

回答（予算見積書提出）期限

平成23年6月10日（金）厳守

補正予算見積書（様式1～3） 紙ベースで一部提出